

	質問	回答
実施団体	① 豊島区外の団体が、豊島区の犬猫限定するという条件で、実施団体登録できるか。	豊島区の事業のため、区外の団体は登録できません。豊島区内の団体(個人)及び動物病院等が、実施団体として登録できます。
	② 地域協議会が実施団体となる場合、地域協議会で申請した住所以外で保護した猫は助成対象になるか。	豊島区内であれば助成対象になります。地域猫の場合は従来どおり、申請した地域内のみが不妊去勢費助成の対象です。
	③ 個人で犬や猫を保護し、譲渡ボランティア活動をしてきたが、本事業実施団体として登録できるか。	譲渡活動の実績などを任意の書式で提出いただければ、事業実施団体申請できます。審査の上、決定いたします。
	④ 「区民活動支援事業補助金」を受けている場合は、実施団体として登録することはできないか。	重複して助成金は交付できないため、当事業実施団体としても受付いたしません。
	⑤ 猫あつめをしている形だけのボランティアなど、今回の新規事業を悪用する団体への対策は。	譲渡で収益を得ている団体は本事業対象外です。本事業の実施団体登録申請のさい、審査させていただきます。不正受給があった場合は、利息も含め返還請求します。
助成金	① 助成対象経費が60日とあるが、いつから起算するのか。	保護した日から60日です。保護後は速やかに申請してください。
	② 複数の猫を保護していて、対象の猫の分の猫砂や餌代は正確に算出できない。	算出がどうしても難しい場合は、助成できません。
	③ 捕獲するさいに、動物用の餌の代わりに人間の食べ物を置きたい。餌代として請求してよいのか。	餌代は動物用の餌のみ請求できます。人間の食べ物は助成対象外です。
	④ 検査について、助成できない検査はあるのか。	保護直後に、獣医師が必要と判断した検査であれば助成対象です。
	⑤ 領収書は原本を全て提出するのか。	領収書やレシートは、コピーを提出いただきます。
	⑥ 寄付や、里親からの実費支払い分は、どのように証明するのか。	里親からの支払については、譲渡時に里親に署名いただく「譲渡済確認書」に金額を記載いただきます。寄付については、可能な範囲で金銭出納帳等の写しを提出ください。
	⑦ 区外の「預かりボランティア」で保護してもらう場合は助成対象か。	豊島区の事業であるため、豊島区民でない方(ボランティア)への助成は原則できません。
	⑧ 里親がみつかって引き渡しが決まった後に、助成金を申請して不妊去勢手術をしてもよいのか。	保護後60日以内であれば可能です。できるだけ不妊去勢手術やマイクロチップ装着をした後に譲渡してください。譲渡後はすべての経費について助成対象になりません。
	⑨ 保護後に死亡してしまった場合はどうするか。	実績報告書でそのように報告ください。かかった経費は申請いただき、支給済みの助成金は返還不要です。
	⑩ 結果的に譲渡先が決まらず、団体内のメンバーが飼うことになった場合、助成金はどうなるか。	助成金は返金不要です。当然ですが、譲渡先が決まらなくても地域猫にすることは不可です。
	⑪ 保健所以外から依頼された動物でも助成対象か。	豊島区内で保護された動物であれば助成対象です。ただし、東京都動物愛護相談センターから預かった動物については、東京都の保護譲渡事業になるため、豊島区の事業では対象外です。

		質問	回答
譲渡会	①	譲渡会開催で助成の対象は。	実施団体が開催し、豊島区で保護した猫が参加することが条件です。開催場所は区外でも問題ありませんが、都外など遠方の場合は事前にお知らせください。場所借り上げ代金や車代、チラシ作成代が助成対象です。
	②	他団体主催の譲渡会に参加する場合は、助成対象になるか。	会場代全体の助成はできませんが、参加費や車代は譲渡にかかる経費のため助成対象です。
	③	譲渡会や団体のチラシに「豊島区後援」を入れたい。	「豊島区後援名義利用承認申請書」を提出ください。本事業に係る印刷物に限ります。